

鳥取県国民健康保険団体連合会
健康測定器材調達要件仕様書

令和8年4月

鳥取県国民健康保険団体連合会

目次

1. 調達件名	2
2. 要求仕様	2
2. 1. 機器調達要件	2
2. 1. 1. 機器台数	2
2. 1. 2. 機器仕様	2
3. 納入期限	2
4. 契約	2
4. 1. 契約条項	3
(1) 契約不適合責任	3
(2) 検査完了後における説明等	3
(3) 所有権の移転	3
(4) 契約金額の請求及び支払	3
(5) 遅延利息	3
(6) 履行遅延による違約金	3
(7) 端数処理	4
(8) 事情変更	4
(9) 損害賠償	4
(10) 管轄裁判所	4
(11) 約定外の協議	4

1. 調達件名

- ・鳥取県国民健康保険団体連合会健康測定器材調達

2. 要求仕様

2. 1. 機器調達要件

- ・本調達に係る以下の機器の調達を行うこと

2. 1. 1. 機器台数

- ・本調達における調達台数については下表のとおり

No.	物件	数量
1	血管年齢測定器	1 式
	・運搬用バック	1 式
	・センサ	1 式
	・セットアップ済みノートパソコン	1 式
2	立位機能補助・検査装置	1 式
	・運搬用ケース	1 式
	・モバイル式インクジェットプリンタ	1 式
	・セットアップ済みノートパソコン	1 式
	・デバイス（制御ユニット、振動型加速度センサ）	1 式
	・重心動揺計	1 式

2. 1. 2. 機器仕様

No.1 血管年齢測定器の仕様については以下のとおり

- 機器名：「脈波計アルテット 2 (LDN)」(株式会社ユメディカ)
 - ・運搬用バック（センサ、PC 収納）をつけること。
 - ・メーカー指定のセンサをつけること。
 - ・ソフトウェアセットアップ済みのノートパソコンをつけること。

(仕様については下表のとおり)

対応 OS	Microsoft Windows11 64bit Pro
ストレージ	256GB 以上、SSD とする
CPU	Intel Core i3-1315U 以上
メモリ	16GB 以上
ディスプレイ	13～14 インチ、ノングレアであること
インターフェイス	USB Type-A 端子を 2 つ以上備えること (うち、USB3.0 対応ポートが 1 口以上)

光学ドライブ	有無問わず
カメラ	有無問わず
アプリケーション	—
重量	900g 以下
保証	通常保証

No.2 立位機能補助・検査装置の仕様については以下のとおり

- ▶ 機器名：「立位機能補助・検査装置 StA2BLE」（UNTRACKED 株式会社）
 - ・運搬用ケースをつけること。
 - ・メーカー指定のノートパソコン（ソフトウェアセットアップ済み）をつけること。
 - ・メーカー指定のデバイス（制御ユニット、振動型加速度センサ）をつけること。
 - ・メーカー指定の重心動揺計をつけること。
 - ・モバイル式インクジェットプリンタ（EPSON PX-S06B 又は PX-S06W）をつけること。

3. 納入期限

- ・令和8年6月30日（火）

4. 契約

- ・本件調達に係る発注にあたっては、売買契約を締結する

4. 1. 契約条項

- ・以下の契約条項により契約を締結する

(1) 契約不適合責任

- ・落札者は、納品された物品が契約又は仕様書の種類、品質、数量などの内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合において、本会がその不適合を知った日から1年以内に落札者に通知したときは、その契約不適合について責任を負うものとする。
- ・前項の規定にかかわらず、保証書等で前項の期間を超える期間の定めのあるものについてはその期間によるものとする。
- ・本会から契約不適合の通知があったときは、落札者はその負担において、物品の修理、代替物品の引渡し又は不足分の引渡しを行わなければならない。

(2) 検査完了後における説明等

- ・落札者は、上記「(1) 検査」の規定により納入した納入物件に関して、発注者から説明又は資料の提出を求められたときは、検査終了後12ヶ月以内は、これに応じなければならない

(3) 所有権の移転

- ・本件調達における納入物件の所有権は、落札者が納入物件を発注者に引き渡したときに移転するものとする
- ・前項の所有権移転前に生じた物品の亡失、毀損等は、すべて落札者の負担とする。ただし、それが発注者の重大な過失に基づくときは、この限りではない

(4) 契約金額の請求及び支払

- ・落札者は、納品後に契約金額の支払いを発注者に請求するものとする
- ・発注者は、前項により、受注者から正当な請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に落札者に支払わなければならない
- ・原則として請求にかかる費用の負担は落札者に、支払いにかかる費用の負担は発注者に帰属する

(5) 遅延利息

- ・発注者が、自己の責に帰すべき理由により、約定期間内に支払を完了しない場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、未払金額に対し本件調達に係る契約締結時点における「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）」に定める遅延利息の率を乗じた支払延滞利息を発注者に請求することができる

(6) 履行遅延による違約金

- ・落札者が、仕様書に記載する履行期間内に、本件調達における義務の履行を完了しなかった場合は、発注者は遅延した期間の日数に応じ、契約金額の相当する額に本契約締結時点における「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）」に定める遅延利息の率を乗じて計算して得た額を違約金として落札者から徴収するものとする
- ・前項の規定による違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げないものとする

(7) 端数処理

- ・上記「(5) 遅延利息」及び「(6) 履行遅延による違約金」に基づく計算にかかる計算結果に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数は切り捨てるものとする

(8) 事情変更

- ・発注者は、必要がある場合には、落札者と協議して本件調達の内容を変更することができる
- ・発注者及び落札者は、本件調達に係る契約の締結後に、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、「4. 1. 契約条項」に定める条件が不相当となったと認められた場合には、協議して当該条項を変更することができる

- ・前2項の場合において、「4. 1. 契約条項」に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び落札者が協議して書面により定めるものとする

(9) 損害賠償

- ・落札者は、本件調達に際し発注者に損害（個人情報の漏えい等により第三者に及ぼした損害を含む。）を与えた場合は、発注者に対し、損害を賠償するものとする。ただし、天災その他やむを得ない理由による場合及び甲の責に帰する理由による場合はこの限りでない

(10) 管轄裁判所

- ・本件調達に関する一切の紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理するものとする

(11) 約定外の協議

- ・「4. 1. 契約条項」に定めない事項で、なお、必要な事項がある場合、発注者及び落札者が協議の上、その都度定めるものとする
- ・詳細な検収条件については、契約担当者と協議のうえ決定すること